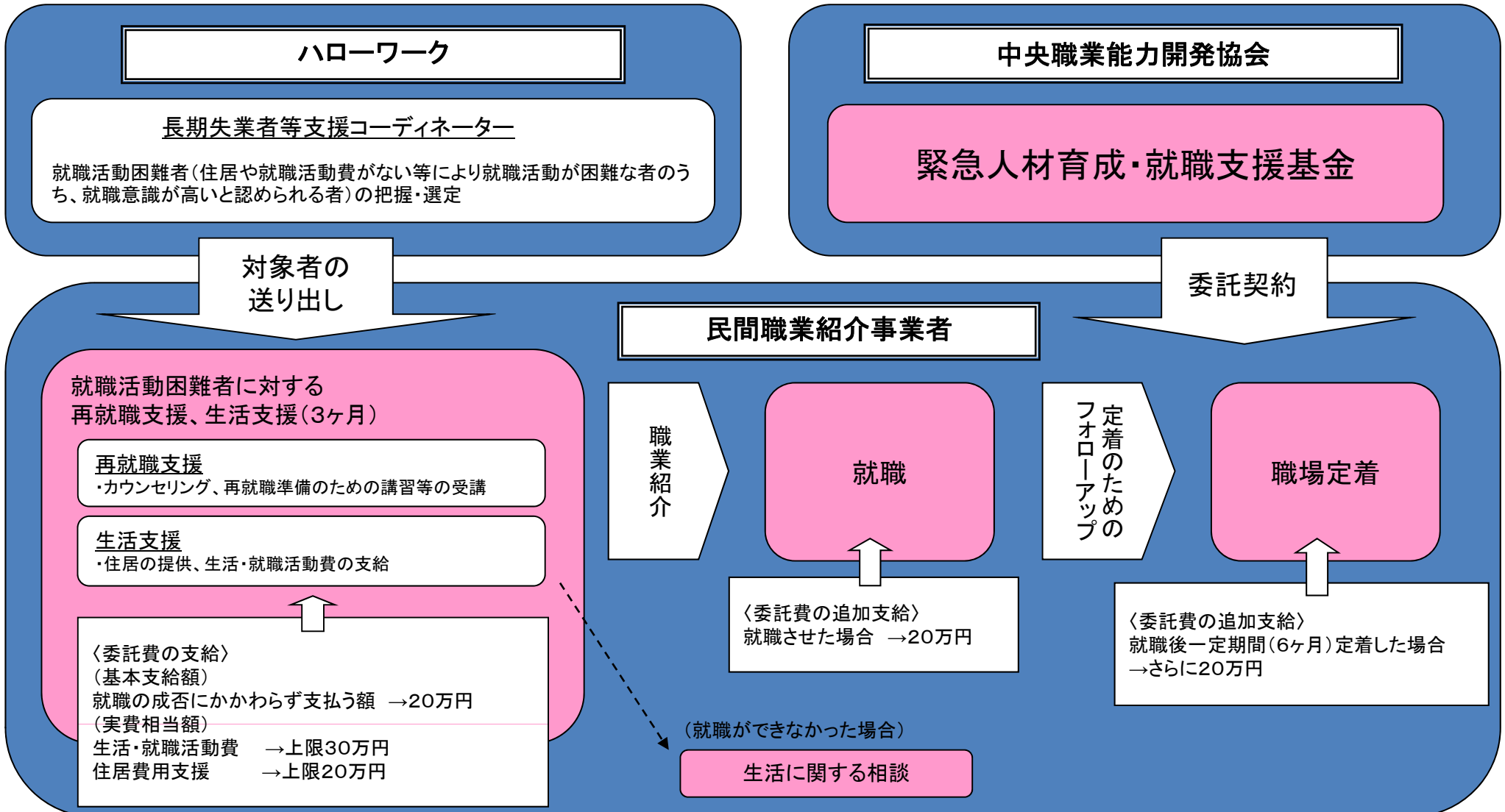


# 長期失業者等支援事業(就職活動困難者)の概要

- 住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施する。
- 対象者が比較的多いとされる大都市圏等(14都道府県)において実施。



※実際の委託費の金額は入札により決定